

指定(介護予防)訪問看護

わたなべ訪問看護ステーション

重要事項説明書

指定(介護予防)訪問看護の提供開始にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

1. 指定(介護予防)訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 創生会
代表者名	理事長 渡辺 哲夫
事業所所在地	岡山県倉敷市玉島上成 539 番地の 5
電話番号	086-525-2552
法人設立年月日	1989 年 4 月 5 日

2. 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	わたなべ訪問看護ステーション
介護保険指定事業所番号	3360290732
事業所所在地	岡山県倉敷市玉島上成 539 番地の 5
電話・FAX 番号	電話：086-451-0555 FAX：086-451-0556
連絡先相談担当者名	
通常の事業の実施地域	倉敷市(玉島・船穂・真備・連島・西阿知・水島) 矢掛町、浅口市(金光・鴨方)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人創生会が行う指定訪問看護の事業は、介護保険の理念に基づき利用者がその有する能力に応じて自立した生活が送れるよう、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	住み慣れた自宅で生活の質の確保を重視した、利用者が自分らしくいられるような在宅療養が継続できるように支援する。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日(但し、国民の祝日及び 8/14～8/15、12/30～1/3 は除く)
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(4) 職員体制

管理者	常勤1名（看護職員と兼務）
看護師	3名以上
理学療法士	1名

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

- ・病状等の観察
- ・入浴介助、清拭、洗髪等による清潔の支援
- ・食事や排泄等日常生活の世話
- ・療養生活や介護方法の指導
- ・カテーテル管理や医師の指示による医療処置
- ・褥瘡予防、必要時処置
- ・ターミナルケア
- ・リハビリテーション
- ・家族支援 等

(2) 看護師の禁止行為

看護職員はサービス提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1)利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの貴重品の預かり
- (2)利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受又は利用者居宅での飲食
- (3)利用者の家族に対するサービス
- (4)身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者または第三者の生命を保護する緊急事態の場合は除く)
- (5)その他利用者または家族に行う迷惑行為(宗教活動、政治活動、営利活動等)

(3) 提供するサービスの利用料について

介護保険、医療保険ともに別紙参照

4. 虐待防止について

事業者は、利用者の人権擁護及び虐待の防止のために必要な措置を講じます。

- (1)事業者は、擁護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(2)虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	わたなべ訪問看護ステーション管理者
-------------	-------------------

- (3)虐待防止のための指針を整備しています。
- (4)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知します。
- (5)成年後見制度の利用を支援します。
- (6)苦情解決体制を整備しています。
- (7)従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

5. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1)事業者及びその従業員は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を第三者に漏洩しません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (2)事業者はその従業員が退職後も在職中知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことのないように必要な措置を講じます。
- (3)事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれている記録物については、注意して管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

6. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者の容体の変化等があった場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な処置を致します。また、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また24時間対応を契約している利用者の病状が急変した場合等は事業所営業時間外でも医師の指示のもとに必要な看護を行います。

7. 事故発生時の対応方法について

利用者の家族、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また損害賠償を責め負う必要がある場合には、速やかに対応いたします。なお、当事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社：一版社団法人 全国訪問看護事業協会

8. 身分証の携帯義務

訪問看護職員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時にはいつでも身分証を提示します。

9. サービス提供の記録

- (1)当事業所は、利用者の訪問看護サービスの提供に関する記録を作成し、利用終了後、その記録を5年間保管します。

- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録を閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

10. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
(2) 訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

11. サービス提供に関する相談、苦情について

常設窓口

担当者	岡山県倉敷市玉島上成 539 番地の 5 わたなべ訪問看護ステーション管理者
ご利用時間	事務所 営業時間内
電話番号	086-451-0555
FAX 番号	086-451-0556
ご意見箱	病院外来待合に設置

苦情についての事実確認を行い、改善について利用者に確認を行います。

また、苦情に関して以下の窓口でも対応しています。

市町村(保険者)の窓口	電話番号 倉敷市 086-426-3343 浅口市 0865-44-7113 矢掛町 0866-82-1013 8:00~17:00(土・日・祝日・12/31~1/3を除く)
公的団体窓口 岡山県国民健康保険団体連合会	電話番号 (086)223-8811 8:00~17:00(土・日・祝日・12/31~1/3を除く)

12. ハラスメントについて

業務上相当な範囲を超えた攻撃的、性的な言動や不当な要求などの著しい迷惑行為が発生した場合には、その時点で訪問看護を中断することや事業者側から契約終了を通告するだけでなく、警察へ通報するなど適切な対処を致します。

13. 多種の感染症や災害時、スタッフの確保が困難な場合の対応

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染拡大や台風、地震などの災害時にスタッフの確保が困難となった場合、訪問日時や訪問をお休みしていただくなど、ご相談をさせていただきます場合があります。

また利用者の居住地が警戒レベル 3 以上の警戒区域に指定された場合には、訪問看護職員の安全確保のため、訪問できない場合があります。
災害のための緊急訪問依頼はお受けできません。

附 則

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

利用料金表 【介護保険利用の場合】

介護保険で定められた費用(所得により1~3割負担)を負担していただきます。

基本料金		単位数 1単位=10円	利用者負担額		
			1割	2割	3割
要介護	20分未満(早朝・夜間・深夜のみ)	314単位	314円	628円	942円
	30分未満	471単位	471円	942円	1413円
	30分以上1時間未満	823単位	823円	1646円	2469円
	1時間以上1時間30分未満	1128単位	1128円	2256円	3384円
要支援	20分未満(早朝・夜間・深夜のみ)	303単位	303円	606円	909円
	30分未満	451単位	451円	902円	1353円
	30分以上1時間未満	794単位	794円	1588円	2382円
	1時間以上1時間30分未満	1090単位	1090円	2180円	3270円
訪問リハビリ20分につき	要支援	284単位	284円	568円	852円
	要介護	294単位	294円	588円	882円
	定期巡回	2961単位	2961円	5922円	8883円

加算料金	単位数	利用者負担額		
初回加算Ⅰ (初回月のみ・退院又は退所した日に訪問)	350単位	350円	700円	1050円
初回加算Ⅱ (初回月のみ・退院又は退所した後日に訪問)	300単位	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	600単位	600円	1200円	1800円
緊急時訪問看護加算(該当月のみ・月1回)	574単位	574円	1148円	1722円
特別管理加算Ⅰ(該当の方のみ・月1回)	500単位	500円	1000円	1500円
特別管理加算Ⅱ(該当の方のみ・月1回)	250単位	250円	500円	750円
長時間訪問看護加算(該当の方のみ)	300単位	300円	600円	900円
複数名訪問看護加算(Ⅰ・看護師)30分未満	254単位	254円	508円	762円
複数名訪問看護加算(Ⅰ・看護師)30分以上	402単位	402円	804円	1206円
複数名訪問看護加算(Ⅱ・看護補助者)30分未満	201単位	201円	402円	603円
複数名訪問看護加算(Ⅱ・看護補助者)30分以上	317単位	317円	634円	951円
ターミナルケア加算(死亡月)※要介護の方のみ	2500単位	2500円	5000円	7500円

早朝(6~8時)・夜間(18~22時)訪問の場合 上記単位数の25%加算

深夜(22~6時)訪問の場合 上記単位数の50%加算

自費

交通費 20円/km	片道距離×20円(端数は切り捨て) 例: 片道1.4kmの方の場合、1.4Km×20=28 20円/回
エンゼルケア	20000円
キャンセル料	当日朝の場合 50%
	看護師到着時不在の場合 100%

R6年12月1日改訂



わたなべ訪問看護
ステーション

利用料金表 【医療保険利用の場合】

基本料金(1日につき)	利用者負担額				
		1割	2割	3割	
訪問看護管理療養費	月の初日	7670円	767円	1534円	2301円
	月の2日目以降	2500円	250円	500円	750円

訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費 I	週3日まで	5550円	555円	1110円	1665円
	週4日以降	6550円	655円	1310円	1965円
	訪問リハビリ	5550円	555円	1110円	1665円
訪問看護基本療養費 II (同一建物居住者)					
(1) 同一日に2人	週3日目まで	5550円	555円	1110円	1665円
	週4日目以降	6550円	655円	1310円	1965円
(2) 同一日に3人以上	週3日まで	2780円	278円	556円	834円
	週4日目以降	3280円	328円	656円	984円

加算

24時間対応体制加算	6520円	652円	1304円	1956円	
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	2000円	200円	400円	600円
特別管理加算	2500円もしくは5000円	250円か500円	500円か1000円	750円か1500円	
時間外加算	夜間・早朝	2100円/回	210円	420円	630円
	深夜	4200円/回	420円	840円	1260円
訪問看護ターミナルケア療養費	25000円	2500円	5000円	7500円	
複数名訪問看護加算	3000~10000円	300~1000円	600~2000円	900~3000円	
難病等複数回訪問加算	1日2回	4500円	450円	900円	1350円
	1日3回	8000円	800円	1600円	2400円
訪問看護情報提供療養費 (入院時)	1500円/月	150円	300円	450円	
長時間訪問看護加算	5200円	520円	1040円	1560円	
在宅患者緊急時等カンファレンス	2000円	200円	400円	600円	
退院時支援指導加算	6000円	600円	1200円	1800円	
退院時共同指導加算	8000円	800円	1600円	2400円	
	難病等別表8 2000円追加	200円	400円	600円	

自費

交通費 20円/km	片道距離×20円(端数は切り捨て) 例:片道1.4kmの方の場合、1.4Km×20=28 20円/回
休日訪問	1500円/日(1日1回のみ)
エンゼルケア	20000円
キャンセル料	当日朝の場合 50%
	看護師到着時不在の場合 100%

わたなべ訪問看護
ステーション



R6年12月1日改訂